

広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に基づく漁業許可について

令和7年2月26日

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第4条第1項に掲げる漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	251	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
戦車こぎ網漁業	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面	12月1日から 3月31日まで				広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
いわし機船船びき網漁業	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面	7月1日から 12月31日まで	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	10	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
さごし巾着網	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面	6月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	7	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
きすさし網漁業	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面 ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く	6月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	48	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面	4月20日から 6月15日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
まながつお流しさし網	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面	6月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	10	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
いかなご込網	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く	3月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	30	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
延なわ漁業	旧西讃海面（三豊市、観音寺市地先海面）	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	20	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月26日～令和8年3月31日

3. この公示に係る許可の有効期間は、入漁協定表の有効期間に合わせ、単年度の許可とする。